



キャリアアップ助成金

(賃金規定等共通化コース)

有期契約労働者等に対して、正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した事業主に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 就業規則または労働協約の定めるところにより、その雇用する有期雇用労働者等に関して、正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに設け、賃金規定等の区分に対応した基本給等の賃金の待遇を定めていること
2. 正規雇用労働者に係る賃金規定等を、新たに作成する有期雇用労働者等の賃金規定等と同時またはそれ以前に導入していること
3. 当該賃金規定等の区分を有期雇用労働者等と正規雇用労働者についてそれぞれ3区分以上設け、かつ、有期雇用労働者等1人以上と他の雇用する正規雇用労働者1人以上をそれぞれ共通化した区分に格付け、その有期雇用労働者等を共通化した区分に格付けされている正規雇用労働者と同等またはそれ以上の区分に格付けし、適用していること
4. 3. の同等またはそれ以上の区分における、有期雇用労働者等の基本給など職務の内容に密接に関連して支払われる賃金の時間あたりの額を、正規雇用労働者に適用される同等の区分における時間あたりの額と同額以上とすること
5. 当該賃金規定等が適用されるための合理的な条件を就業規則または労働協約に明示していること
6. 当該賃金規定等をすべての有期雇用労働者等と正規雇用労働者に適用させたこと
7. 当該賃金規定等の適用を受けるすべての有期雇用労働者等と正規雇用労働者について、適用前と比べて基本給および定額で支給されている諸手当を減額していないこと
8. その他、一定の条件を満たしていること

受給内容

1 適用事業所あたり **60万円（45万円）**

※（ ）内は大企業に対する助成額

※1事業所あたり1回のみ

取り扱い機関

都道府県労働局、公共職業安定所